解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年五月二十日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十九年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十九日

熊本県球磨郡錦町大字西三六〇四の七番地

学校法人錦学園

清算人　米澤　耕夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年四月十九日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十九日

長野市大字大豆島五三〇七番地二

医療法人村井産婦人科

清算人　村井奈津子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年一月十日開催の臨時社員総会の決議並びに熊本市長の認可により平成二十九年四月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十九日

熊本県熊本市中央区大江四丁目二一番二九号

医療法人社団新潮

清算人　坂口　潮

解散公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十九年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は確定企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十九年五月十九日

千葉県船橋市日の出二丁目一九番七号

株式会社ニチレイフーズ船橋第三工場確定給付企業年金　清算人　日比野栄司

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十九年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十九日

静岡県静岡市駿河区南町一八番一号　サウスポット静岡七階

ヤマシタコーポレーション厚生年金基金

代表清算人　山下　和洋

配当公告

愛知県名古屋市千種区千種一丁目一八番一号コーポセツダ三G号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区日向町三丁目六二番地の一

破産者　園井　章夫

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十七年（フ）第三六〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金六〇、三一九、九四八円

一、配当をすることのできる金額

金三八、六〇〇、二八二円

平成二十九年五月十九日

名古屋市中区丸の内三丁目一八番二八号KSビル六階弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所　破産管財人　太田　成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市末広町一七五番地四、最後の住所群馬県伊勢崎市末広町一七五番地四

被相続人　亡　須田　安江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十九日

群馬県高崎市昭和町二二四番地一アーツビル二階

相続財産管理人　弁護士　都木　幹仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市米島一五七番地一、最後の住所埼玉県春日部市米崎四三〇番地二

被相続人　亡　中田　晴海

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十九日

埼玉県越谷市南越谷四丁目二番地二エクレシア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　配島　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市城南一丁目三七番地、最後の住所石川県金沢市東力四丁目九七番地二四

被相続人　亡　瀧口　辰雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十九日

事務所石川県金沢市大手町一〇番一九号

長岡ビル一階

相続財産管理人　弁護士　髙木　利定

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市西区上堀越町四丁目二六番地、最後の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字唐堀一三三九番地三二〇

被相続人　亡　桐山　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十九日

長野県佐久市岩村田八二二番地

相続財産管理人　弁護士　大井　基弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市小野町三丁目二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小西　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十九日

事務所名古屋市中村区名駅四丁目二番二五号名古屋ビル東館九階名嶋・綿貫法律事務所　相続財産管理人　弁護士　綿貫　敬典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区醍醐西大路町一番地一、最後の住所京都市西京区大枝西新林町三丁目三番地の三六　被相続人　亡　瀧本ナラ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十九日

京都市中京区新椹木町通竹屋町上る西革堂町一八四　オクムラビル二階　赤井・岡田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　若松　豊

第38期決算公告

平成29年5月18日

栃木県宇都宮市平出町4067番地3

株式会社パナホーム北関東

代表取締役　櫻井　順

貸借対照表の要旨

（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,303,165	流動負債	4,629,154
固定資産	1,847,161	固定負債	832,554
		株主資本	3,688,618
		資本金	34,000
		資本剰余金	6,000
		資本準備金	6,000
		利益剰余金	3,648,618
		利益準備金	8,500
		その他利益剰余金	3,640,118
		（うち当期純利益）	（316,191）
資産合計	9,150,327	負債・純資産合計	9,150,327